

## 函館市病児保育事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、病院等の施設において、病気の児童を一時的に保育（以下「病児保育」という。）する事業に対し、市が補助することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病院等 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院および診療所をいう。
- (2) 病児 病気の回復期に至らない状況にあり、かつ当面の症状の急変が認められない場合において、保護者の就労等により家庭で保育を行うことが困難な児童をいう。
- (3) 病後児 病気の回復期であり、集団保育が難しい場合において、保護者の就労等により家庭で保育を行うことが困難な児童をいう。

### (施設の要件等)

第3条 事業を実施する施設は、次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 病院等に付設された専用スペースまたは本事業の専用施設であること。
- (2) 病児および病後児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師または助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。

また、保育士および看護師等の職員配置については、常駐を原則とする。ただし、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士および看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、以下のとおり常駐を要件としない。

#### ア 利用児童がいる時間帯の場合

次に掲げる(ア)～(エ)の要件を満たし、利用児童の安心・安全を確保できる体制を整えている場合には、看護師等の常駐を要件としない。

- (ア) 病気からの回復過程を遅らせたり、二次感染を生じたりすることがないように、利用児童の病状等を定期的に確認・把握した上で、適切な関わりとケアを行うこと。
- (イ) 病児保育施設が医療機関内に設置されている場合等であり、病児保育施設と看護師等が病児保育以外の業務に従事している場所とが近接していること。
- (ウ) 看護師等が病児保育以外の業務に従事している場合においても、緊急の場合には病児保育施設に速やかに駆けつけることができる職員体制が確保されていること。
- (エ) 看護師等が常駐しない場合であっても、保育士等を複数配置することにより、常に複数人による保育体制を確保していること。

#### イ 利用児童がいない時間帯の場合

利用児童が発生した場合に、連絡を受けた保育士および看護師等が速やかに出勤し、業務に従事するなど、柔軟な対応が可能となる職員体制が確保されていれば、利用児童がいない場合は保育士および看護師等の常駐を要件としない。

- (3) 保育室および児童の静養または隔離の機能を持つ観察室または安静室（以下「観察室等」という。）を有すること。

なお、保育室の面積は、原則として利用定員1人当たり1.98㎡以上とし、観察室等については、児童が横になり保育士または看護師等の付き添いに差し支えない程度の広さを確保すること。

- (4) 調理室を有すること。

なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、病院等の本体施設等の調理室と兼用しても差し支えない。

- (5) 事故防止および衛生面に配慮された、児童の養育に適した場所で

あること。

(6) 病児および病後児の受け入れは、集団保育が困難であり、かつ保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で行うこと。

(7) 本事業を担当する職員は、利用の少ない日等において、感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適宜実施すること。

(8) 病児保育事業に従事する職員については、市が認める研修を受講し、資質の向上に努めること。

(対象児童)

第4条 対象児童は、第2条に定める病児または病後児であって、次の各号のいずれかに該当する生後6か月から小学校または義務教育学校の前期課程に就学している児童をいう。

(1) 市内に居住する児童

(2) 市外に居住し、市内の事業所等に勤務する保護者の児童

(利用料および実費分の徴収)

第5条 事業を実施する施設の長（以下「施設長」という。）は、利用児童の保護者から利用料として、次に掲げる額を徴収することができる。

	利用料 (1日当たり)	延長料金 (10分当たり)
市内に居住する児童	1,000円	200円
市外に居住し、市内の事業所等に勤務する保護者の児童	3,000円	200円

2 給食や間食、その他の物品を提供したときは、実費分を徴収することができる。

3 前2項で徴収した利用料等は、事業の実施に係る費用の一部に充てなければならない。

(利用料の免除)

第6条 施設長は、前条第1項の規定にかかわらず、市内に居住する利用児童の保護者が次に掲げる世帯であるときは、利用料を免除する

ことができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者世帯
- (2) 当該年度（4月から8月までの間は前年度）の市民税が非課税の世帯
- (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による児童扶養手当の支給を受けている世帯または函館市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和48年7月17日条例第13号）の規定による医療費の助成を受けている世帯  
（事故の報告）

第7条 施設長は、病児保育中に事故が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

（補助対象経費および補助金の額）

第8条 補助金の対象となる経費は、病児保育の実施に係る費用とする。

2 補助金の額は、施設ごとに次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額を限度とする。

(1) 基本分

ア 基本分 年額 7,037,000円

うち改善分 2,538,000円

ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算する。

イ 研修参加費用 第3条第8号に準じて加算

職員1人当たり 年額 10,000円

(2) 加算分 年間延べ利用病児数に応じ、別表に掲げる金額

(3) 低所得者等減免分加算 第6条の規定により、利用料を免除した場合における当該減免の額の年間合計額

(4) 普及定着促進費（事業開始年度に限る。）

1か所当たり年額 4,000,000円

（補助金の交付申請等）

第9条 補助金の交付の申請、決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）の定めるところによる。

(仕入控除税額の報告等)

第10条 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額0円の場合も含む。)は、別記第1号様式の報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。また、報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

	年間延べ利用児童数	基準額
加算分	50人以上100人未満	1,000,000円
	100人以上150人未満	1,500,000円
	150人以上200人未満	2,000,000円
	200人以上300人未満	3,000,000円
	300人以上400人未満	4,000,000円
	400人以上500人未満	5,000,000円
	500人以上600人未満	6,000,000円